

# 国際教養大学理事長選考規程

平成 18 年 6 月 23 日  
理事長選考会議議長決定  
規 程 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学理事長選考機関規程（以下「選考機関規程」という。）第 8 条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学理事長選考会議（以下「選考会議」という。）における理事長の選考及び解任申出の手續について定める。

(理事長候補者)

第 2 条 選考会議は、選考機関規程第 5 条第 1 項各号に掲げる事由により理事長の選考を開始するときは、理事長及び各理事に対して、理事長候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求めるものとする。

2 候補者として推薦を受ける者は、人格、学識及び大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有していなければならない。

(候補者の推薦)

第 3 条 前条第 1 項の推薦の求めに基づき、理事長及び各理事は、それぞれ 1 名又は 2 名の候補者を、順位を付さずに選考会議に対して推薦するものとする。

2 前項による候補者の推薦は、前条第 2 項に掲げる事項を確認できる資料等を添付した書面（以下「推薦書」という。）により行うものとする。

(理事長予定者の選出)

第 4 条 選考会議は、前条の規定に基づき推薦された候補者について、推薦書及び面接により審査を行い、最終的に 1 名を理事長予定者として選出する。

2 選考会議の議長は、前項の選考結果について、速やかに理事長に通知するとともに、これを公表する。

(理事長解任の審査)

第 5 条 選考会議は、理事長が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 17 条第 2 項又は第 3 項に掲げる事由のいずれかに該当する恐れがある場合には、理事長の解任について審査する。

2 選考会議は、前項の審査にあたって、各理事から意見を求めるとともに、必要に応じて、大学関係者以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。この場合において、理事長は、当該意見の聴取に係る場に同席することができない。

3 選考会議は、前項の審査を行うに際し、理事長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(理事長解任の申出)

第 6 条 選考会議は、前条に定める審査の結果、理事長の解任について相当の理

由があると認められた場合には、法第75条の規定に基づき、解任の理由を付して、秋田県知事に対し申し出るものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考及び解任に関し必要な事項の決定は、選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成18年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。